

6 運営に係る財源

50

6 運営に係る財源 (1)独立採算制

	一般行政事務	水道事業等
運営に係る主な財源	税金	料金

一般行政事務に要する経費が、主に租税によって賄われるのに対し、水道事業・水道用水供給事業・工業用水道事業・下水道事業に要する経費は、利用者からの対価である料金等によって賄われる。

ただし、料金等によって賄うことが適当でない経費については、一般会計や他の特別会計が負担する。

(例) 水道事業 : 消防活動で使用する消火栓の設置
下水道事業 : 雨水の処理

※適正な経費負担区分を前提とした独立採算が原則。
(地方公営企業法第十七条の二第2項に規定)

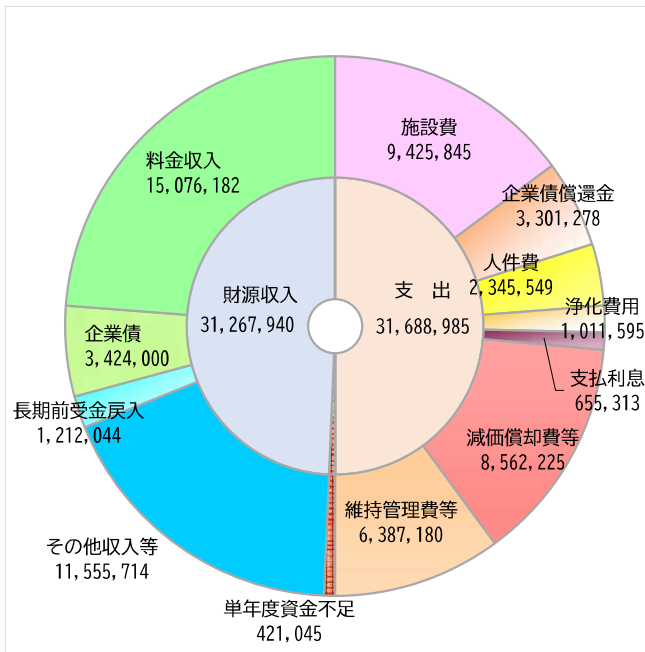
○地方公営企業法
(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

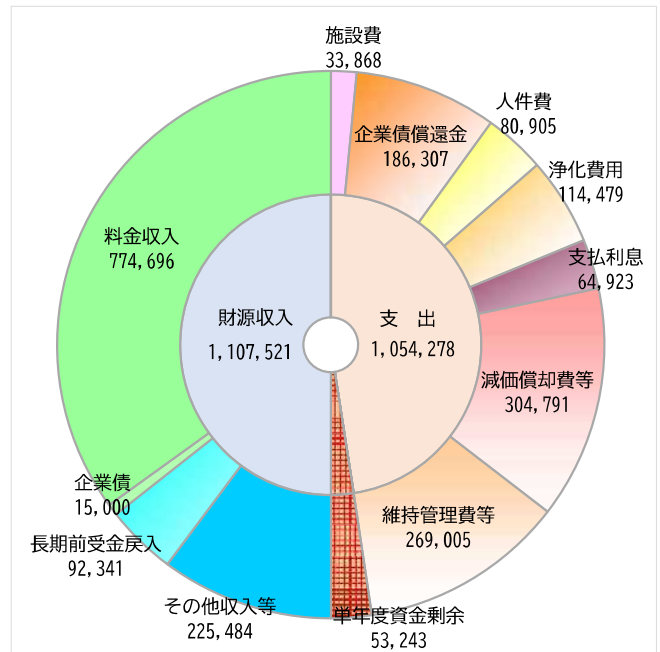
- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
 - 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

6 運営に係る財源 (2)本市の主な財源 ①水道事業・水道用水供給事業

【水道事業】



【水道用水供給事業】



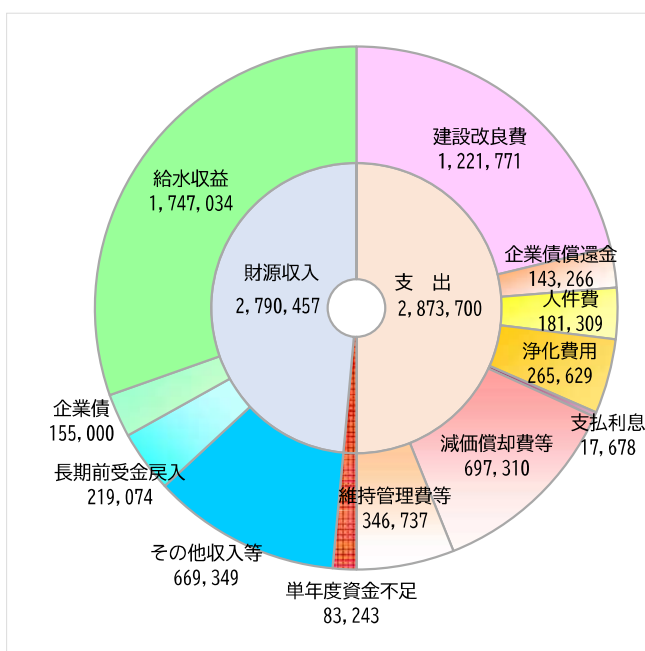
水道事業、水道用水供給事業ともに、財源のうち料金収入が最も大きい割合を占めている。水道事業では、料金収入に次いで企業債が大きい割合を占めているが、水道用水供給事業は施設費が少額であることから、企業債収入も少額。

※令和5年度決算、千円単位・消費税込

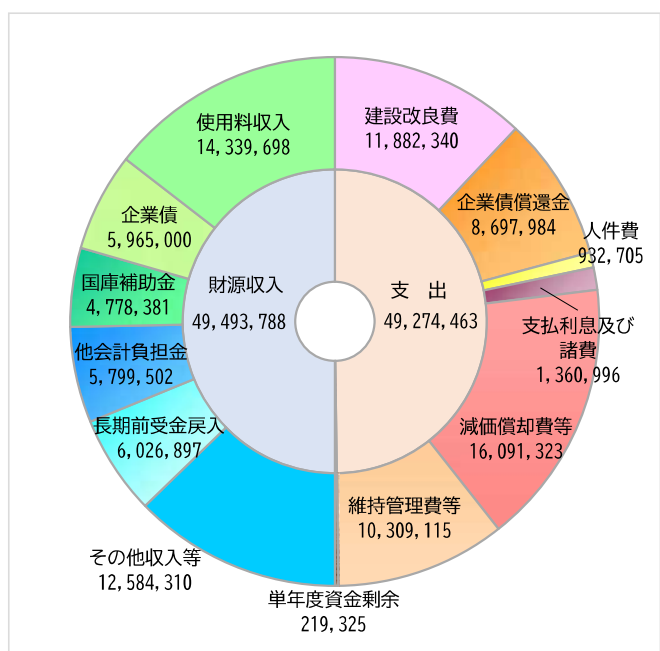
52

6 運営に係る財源 (2)本市の主な財源 ②工業用水道事業・下水道事業

【工業用水道事業】



【下水道事業】



工業用水道事業、下水道事業ともに、財源のうち料金（使用料）収入が最も大きい割合を占めている。

下水道事業は他の事業と比べ、国庫補助金や他会計負担金の額が大きい。（他会計負担金のうち、55億円が雨水処理負担金。）

※令和5年度決算、千円単位・消費税込

53

6 運営に係る財源 (3)企業債

企業債とは、財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの。（長期の借入金。）

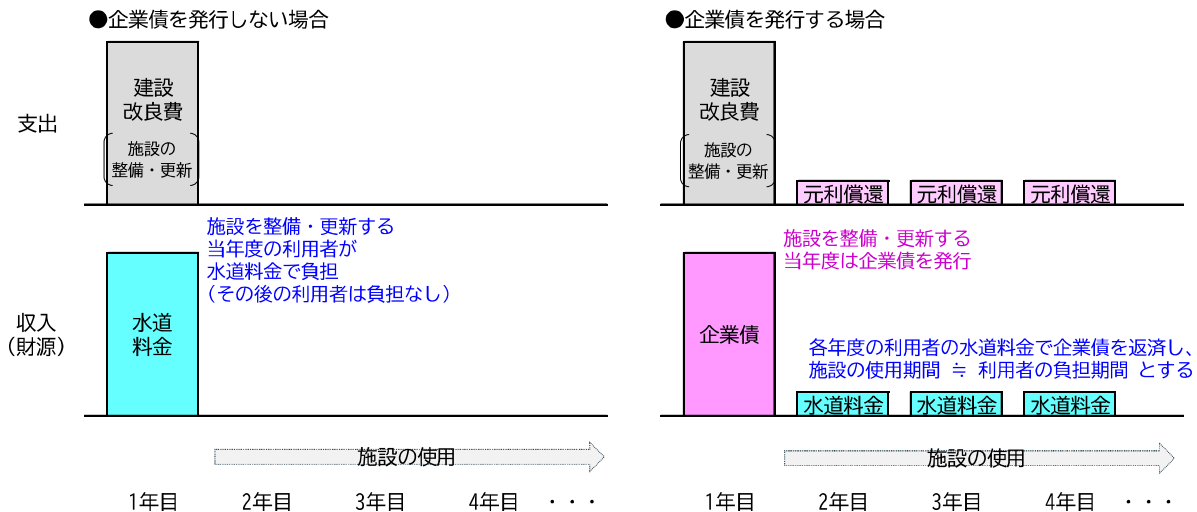
対象：資本的支出の建設改良費のうち、償還期間より法定耐用年数が長いものにかかる施設の整備や更新等の財源とすることが可能。（本市は現在30年で償還。）

効果：施設の整備や更新時は企業債を財源とし、後年度に企業債の元金や利息の支払いを行うことで、長期間にわたって使用する施設の整備費用を後年度に分散することができる。

→①費用の平準化、世代間の負担の適正化を図ることが可能。

②但し、支払利息が発生するため、負担の総額は増加。

【イメージ】



54

6 運営に係る財源 (4)まとめ

- ・ 水道事業等は、独立採算が原則である。
 - ・ 事業運営に係る主な収入は、料金（使用料）収入と企業債である。
 - ・ ただし、企業債は施設の整備・更新に係る費用の一部にしか充当できない。
 - ・ 企業債については、将来の料金（使用料）収入で償還する。
- 水道事業等は主に、料金（使用料）収入を財源に事業を運営している。
（下水道の雨水処理など一部の経費を除く）

55